小動物用箱わな貸出について

１　対象者

　　　篠栗町内在住で敷地や屋根裏への侵入等による生活環境に被害が出ている、又はその恐れがある方。

２　対象鳥獣

　　　アライグマ、アナグマ、タヌキ等

３　貸出期間

　　　貸出日から最大３０日（貸出日と返却日は役場開庁日とする）

　　　※決裁の都合上、貸出日は申請日の１週間後からとさせていただきます。

４　貸出個数

　　　一人一個まで（返却後の再度申請は可能）

５　申請方法

　　　申請書を産業観光課窓口に提出（郵送又はFAXでの提出も可能）

　　　※箱わなの在庫には限りがありますので事前に電話でご確認ください。

６　確認事項

　　・設置場所は私有地のみとし、餌等の費用は自身で負担すること。

　　・箱わなの目的外での利用や、第三者への転貸は禁止とする。

　　・捕獲が確認されたら、鳥獣には触れず、産業観光課農林業係まで連絡すること。　　（平日9:00～16:00）（土日祝に捕獲した場合は翌開庁日での対応とする。）

　　・犬又は猫が罠にかかった場合は速やかに逃がすこと。

　　・１日に１回以上は箱わなの見回りを行い、できない日は箱わなを外すこと。

　　・箱わなによる事故や怪我については、一切の責任を負いかねます。

　　・故意的と思われる破損、紛失等があった場合は修理費用を負担していただく可能性

があります。

　・貸出期間最終日までに箱わな及び捕獲許可証（報告欄記入）の返却を行うこと。